

令和 2 年 4 月 1 日から建設業許可申請書等が簡素化されます

行政手続コスト（事業者の作業時間）削減のため、建設業法に基づく手続の簡素化（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）・建設業許可事務ガイドライン（平成 13 年国総建第 97 号）の改正）が行われ、**令和 2 年 4 月 1 日から秋田県知事許可の申請等に係る次の書類が廃止されます。**

申請書類の廃止

- 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第 11 号の 2）**

確認資料の廃止

- ◎ **営業所に関する確認資料**

- 営業所の地図**

- 不動産の登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書の写し等**

※ 営業所の写真を提出する際に、その営業所を使用する権原を確認するため、写真を貼り付けた用紙に自己所有又は賃貸借等の別を記載してください。

- ◎ **建設業法施行規則第 3 条に規定する使用（令 3 条使用人）に関する確認資料**

- 令 3 条使用人の常勤性を確認する書類（健康保険被保険者証カードの写し等）**

- 令 3 条使用人の権限を確認する委任状等**

秋田県知事に対する技術職員に係る届出書類の廃止【大臣許可業者を含む】

「国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第 11 号の 2）」の提出が不要となることに伴い、県の経営事項審査・建設工事入札参加資格審査の事務処理の都合上、提出をお願いしていた技術職員に係る次の届出書類を廃止します。

- 監理技術者資格者証届出書**

- 実務経験者届出書（営業所専任技術者以外）**

- 「のり面施工管理技術者」・「舗装施工管理技術者」の届出**

お問い合わせ先／建設業許可に係る申請・届出窓口

《秋田県知事許可業者》各地域振興局総務企画部

鹿角地域振興局 TEL 0186-22-0456

由利地域振興局 TEL 0184-23-4153

北秋田地域振興局 TEL 0186-62-1252

仙北地域振興局 TEL 0187-63-3204

山本地域振興局 TEL 0185-52-6830

平鹿地域振興局 TEL 0182-32-1164

秋田地域振興局 TEL 018-860-3444

雄勝地域振興局 TEL 0183-73-8194

《国土交通大臣許可業者》

東北地方整備局建設部建設産業課

TEL 022-225-2171 (代)

《全般的なお問い合わせ》

秋田県建設部建設政策課

TEL 018-860-2425